

福岡県公報

令和7年2月18日
第 572 号

目次

告 示（第89号－第95号）

- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除（環境保全課）…………… 1
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等変更の許可申請（環境保全課）…………… 1
- 保安林指定施業要件の変更通知の揭示（農山漁村振興課）…………… 5
- 保安林指定施業要件の変更予定通知の揭示（農山漁村振興課）…………… 6
- 保安林指定施業要件の変更予定通知の揭示（農山漁村振興課）…………… 6
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知（農山漁村振興課）…………… 6
- 保安林の所在場所等（農山漁村振興課）…………… 7

公 告

- 県営土地改良事業の換地処分（農村森林整備課）…………… 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）…………… 7
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集（環境保全課）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）…………… 8

公安委員会

- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則（警察本部地域総務課）…………… 8

収用委員会

- 裁決手続開始の決定（用 地 課）…………… 8

海区漁業調整委員会

- 筑前海区漁場計画にかかる公聴会の開催（漁業管理課）…………… 9

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見

の募集

（生活衛生課）…………… 9

告 示

福岡県告示第89号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第4項の規定により、当該要措置区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和7年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定を解除する要措置区域
春日市小倉東一丁目61番の一部
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第6の1の項の下欄に規定する汚染の除去等の措置（同表第2の項の下欄に規定する土壌汚染の除去）

福岡県告示第90号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置及び同法第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等変更の許可の申請があったので、同法第5条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和7年2月18日から令和7年3月11日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境課において公衆の縦覧に供する。

令和7年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 京都郡苅田町長浜町45番地
名 称 九州ホイール工業株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 中 正幸

2 事業場の所在地及び名称

所在地 京都郡苅田町長浜町45番地
名 称 九州ホイール工業株式会社

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能力	自動車用アルミホイール 180個／時		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日			
使用開始予定年月日			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の 使用時にお いて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	3～9	1～11
	生物化学的酸素要求量（mg／L）	360	480
	化学的酸素要求量（mg／L）	360	480
	浮遊物質質量（mg／L）	240	500
	窒素含有量（mg／L）	16	25
	りん含有量（mg／L）	15	23
	ふっ素含有量（mg／L）	2.7	3.7
	ほう素含有量（mg／L）	0.2	0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／L）	30	100
	汚水量（㎡／日）	23.8	30.0

4 構造等を変更しようとする特定施設に関する事項

種類		水質汚濁防止法施行令別表第 1 の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）			
		変更前		変更後	
能力		自動車用アルミホイール 83個／時		自動車用アルミホイール 83個／時	
工事着手予定年月日		既設		既設	
工事完成予定年月日		既設		既設	
使用開始予定年月日		既設		既設	
使用時間の間隔及び 1 日当たりの使用時間		24時間		24時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	3～9	1～11	3～9	1～11
	生物化学的酸素要求量（mg／L）	360	480	360	480
	化学的酸素要求量（mg／L）	360	480	360	480
	浮遊物質質量（mg／L）	240	500	240	500
	窒素含有量（mg／L）	16	25	16	25
	りん含有量（mg／L）	15	23	15	23
	ふっ素含有量（mg／L）	2.7	3.7	2.7	3.7
	ほう素含有量（mg／L）	－	－	0.2	0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／L）	30	100	30	100
	汚水量（㎡／日）	10.4	12.1	10.4	12.1

種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）			
	変更前		変更後	
能力	自動車用アルミホイール 94個／時		自動車用アルミホイール 94個／時	
工事着手予定年月日	既設		既設	

工事完成予定年月日		既設		既設	
使用開始予定年月日		既設		既設	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間		24時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし		なし	
特定施設の 使用時に おいて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項 目	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	3～9	1～11	3～9	1～11
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	360	480	360	480
	化学的酸素要求量 (mg/L)	360	480	360	480
	浮遊物質量 (mg/L)	240	500	240	500
	窒素含有量 (mg/L)	16	25	16	25
	りん含有量 (mg/L)	15	23	15	23
	ふっ素含有量 (mg/L)	2.7	3.7	2.7	3.7
	ほう素含有量 (mg/L)	－	－	0.2	0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	30	100	30	100
	汚水量 (㎡/日)	10.4	12.1	10.4	12.1

種類		水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）			
		変更前		変更後	
能力		自動車用アルミホイール 130個/時		自動車用アルミホイール 130個/時	
工事着手予定年月日		既設		既設	
工事完成予定年月日		既設		既設	
使用開始予定年月日		既設		既設	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間		24時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし		なし	
特定施設の 使用時に	項 目	通常	最大	通常	最大

いて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	水素イオン濃度	3～9	1～11	3～9	1～11
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	360	480	360	480
	化学的酸素要求量 (mg/L)	360	480	360	480
	浮遊物質量 (mg/L)	240	500	240	500
	窒素含有量 (mg/L)	16	25	16	25
	りん含有量 (mg/L)	15	23	15	23
	ふっ素含有量 (mg/L)	2.7	3.7	2.7	3.7
	ほう素含有量 (mg/L)	－	－	0.2	0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	30	100	30	100
	汚水量 (㎡/日)	18.0	19.7	18.0	19.7

種類		水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）			
		変更前		変更後	
能力		自動車用アルミホイール 108個/時		自動車用アルミホイール 108個/時	
工事着手予定年月日		既設		既設	
工事完成予定年月日		既設		既設	
使用開始予定年月日		既設		既設	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間		24時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし		なし	
特定施設の 使用時に おいて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項 目	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	3～9	1～11	3～9	1～11
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	360	480	360	480
	化学的酸素要求量 (mg/L)	360	480	360	480
	浮遊物質量 (mg/L)	240	500	240	500
	窒素含有量 (mg/L)	16	25	16	25
	りん含有量 (mg/L)	15	23	15	23

ふっ素含有量 (mg/L)	2.7	3.7	2.7	3.7
ほう素含有量 (mg/L)	－	－	0.2	0.5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	30	100	30	100
汚水量 (㎡/日)	21.0	25.0	21.0	25.0

5 設置（構造等を変更）しようとする特定施設から排出される污水等の処理に関する事項

種類		No. 1 排水処理装置							
		変更前				変更後			
型式		自動連続式				自動連続式			
構造		鋼鉄及び鉄筋コンクリート				鋼鉄及び鉄筋コンクリート			
主要寸法		4.5m×12.95m				4.5m×12.95m			
能力		75㎡/日				75㎡/日			
処理方式		中和＋凝集処理＋散水濾床＋接触酸化＋濾過＋活性炭吸着＋滅菌				中和＋凝集処理＋散水濾床＋接触酸化＋濾過＋活性炭吸着＋滅菌			
工事着手予定年月日		既設				既設			
工事完成予定年月日		既設				既設			
使用開始予定年月日		既設				既設			
使用時間の間隔及び 1 日当たりの使用時間		24時間				24時間			
使用時間の季節的変動の概要		なし				なし			
污水等の処理施設の使用時における当該污水等の処理施設による処理前及び処理後の污水等の汚染状態の通常値及び最大	項 目	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5 ～ 9	5 ～ 9	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	5 ～ 9	5 ～ 9	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	90	200	10	15	90	200	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	90	200	10	15	90	200	10	15

の値	浮遊物質 量 (mg/L)	100	200	20	25	100	200	20	25
	窒素含有量 (mg/L)	16	25	16	20	16	25	16	20
	りん含有量 (mg/L)	15	23	1.3	2.0	15	23	1.3	2.0
	ふっ素含有量 (mg/L)	2.7	3.7	1.0	1.4	2.7	3.7	1.0	1.4
	ほう素含有量 (mg/L)	－	－	－	－	0.2	0.5	0.1	0.3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	30	100	1.0	2.0	30	100	1.0	2.0
	汚水量 (㎡/日)	50.1	75	50.1	75	50.1	75	50.1	75

種類		No. 2 排水処理装置							
		変更前				変更後			
型式		自動連続式				自動連続式			
構造		鋼鉄及び鉄筋コンクリート				鋼鉄及び鉄筋コンクリート			
主要寸法		11m×30m				11m×30m			
能力		100㎡/日				100㎡/日			
処理方式		中和＋凝集処理＋散水濾床＋接触酸化＋濾過＋活性炭吸着＋滅菌				中和＋凝集処理＋散水濾床＋接触酸化＋濾過＋活性炭吸着＋滅菌			
工事着手予定年月日		既設				既設			
工事完成予定年月日		既設				既設			
使用開始予定年月日		既設				既設			
使用時間の間隔及び 1 日当たりの使用時間		24時間				24時間			
使用時間の季節的変動の概要		なし				なし			
污水等の処理施設の使用時における当該污水等の処理施設による処理前及び処理後の污水等の汚染状態	項 目	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5 ～ 9	5 ～ 9	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6	5 ～ 9	5 ～ 9	5.8 ～ 8.6	5.8 ～ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	90	200	10	15	90	200	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	90	200	10	15	90	200	10	15

態の通常 の値及び最大 の値	化学的酸素要求量（mg／L）	90	200	10	15	90	200	10	15
	浮遊物質 量（mg／L）	100	200	20	25	100	200	20	25
	窒素含有量（mg／L）	16	25	16	20	16	25	16	20
	りん含有量（mg／L）	15	23	1.3	2.0	15	23	1.3	2.0
	ふっ素含有量（mg／L）	2.7	3.7	1.0	1.4	2.7	3.7	1.0	1.4
	ほう素含有量（mg／L）	－	－	－	－	0.2	0.5	0.1	0.3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／L）	30	100	1.0	2.0	30	100	1.0	2.0
	汚水量（㎡／日）	74	100	74	100	74	100	74	100

6 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		No. 1 排水口			
当該排水口 における汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量（mg／L）	10	15	10	15
	化学的酸素要求量（mg／L）	10	15	10	15
	浮遊物質 量（mg／L）	20	25	20	25
	窒素含有量（mg／L）	16	20	16	20
	りん含有量（mg／L）	1.3	2.0	1.3	2.0
	ふっ素含有量（mg／L）	1.0	1.4	1.0	1.4
	ほう素含有量（mg／L）	－	－	0.1	0.3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／L）	1.0	2.0	1.0	2.0
	汚水量（㎡／日）	50.1	75	50.1	75

事業場から排出される排出水の排水口		No. 2 排水口			
当該排水口 における汚 染状態の通	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大

常の値及び 最大の値	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量（mg／L）	10	15	10	15
	化学的酸素要求量（mg／L）	10	15	10	15
	浮遊物質 量（mg／L）	20	25	20	25
	窒素含有量（mg／L）	16	20	16	20
	りん含有量（mg／L）	1.3	2.0	1.3	2.0
	ふっ素含有量（mg／L）	1.0	1.4	1.0	1.4
	ほう素含有量（mg／L）	－	－	0.1	0.3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／L）	1.0	2.0	1.0	2.0
	汚水量（㎡／日）	74	100	74	100

福岡県告示第91号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和 7 年 1 月福岡県告示第45号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する豊前市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 7 年 2 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

豊前市役所

安高 七郎、狭間区会、宮崎 和吉、小野 虎松、古門 源六、浅井 末吉、古門チズ子、末吉 弘典、柏木 只吉

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 7 年 1 月福岡県告示第45号によること。

福岡県告示第92号

保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知（令和7年1月福岡県告示第22号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する上毛町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

上毛町役場

島田 喜一郎、高野 暁博、島田 左門之助、野中 文男、三田 豊水、野中 要吉、高木 孝、山本 ナミ子、山下 正吉、松本 政博、奥本 政雄、前田 鳥松、萩原 右門、伊藤 清水、喜久田 彦藏、喜久田 春馬、植田 順一、前田 秀夫、竹中 栄二

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年1月福岡県告示第22号によること。

福岡県告示第93号

保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知（令和7年1月福岡県告示第23号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する八女市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

八女市役所

下椿原自治会、大淵地区自治運営協議会、森田 時義、吉田 竜一、坂本 福則、二宮 千春、森田 時義、橋本 和佳、馬島 英明、森田 サツミ、森田 留吉、平島 敬太、藤田 昭彦、小野 義正、牛島 良樹

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年1月福岡県告示第23号によること。

福岡県告示第94号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木赤谷字中山108の1、字尾越422、439の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山108の1・字尾越422・439の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第95号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所
糟屋郡宇美町大字炭焼字本村谷右1081
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字本村谷右1081（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和7年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

換 地 処 分 を し た 地 域	換 地 処 分 年 月 日
大刀洗北部地区（大刀洗町）	令和7年2月5日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により那珂川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和7年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道（令和7年1月20日那珂川市告示第235号）

公告

土壤汚染対策法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和7年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 意見募集期間
令和7年2月18日から令和7年3月21日まで
- 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市松崎字西裏526番5及び526番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市津福今町207番地16 サルヴァドーレ津福213号
宮本 勝

公安委員会

福岡県公安委員会規則第2号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年2月18日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県筑後警察署の部三又駐在所の項中「大字鐘ヶ江45番地31」を「大字鐘ヶ江53番地1」に改める。

附 則

この規則は、令和7年2月26日から施行する。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年2月18日

福岡県収用委員会

- 起業者の名称
筑紫野市
- 事業の種類
福岡広域都市計画公園事業3・3・2203号筑紫公園
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県筑紫野市 大字筑紫	666番1	山林	57.12（57）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積57.12平方メートル
福岡県筑紫野市 大字筑紫	666番2	山林	143.88（143）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積143.88平方メートル
福岡県筑紫野市 大字筑紫	666番3	山林	134.23（134）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積134.23平方メートル
福岡県筑紫野市 大字筑紫	666番5	山林	65.12（65）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積65.12平方メートル
福岡県筑紫野市 大字筑紫	745番3	原野	836.92（836）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積836.92平方メートル
福岡県筑紫野市 大字筑紫	745番4	原野	2,288.63（2,288）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積2,288.63平方メートル
福岡県筑紫野市 美しが丘北一丁目	14番9	原野	955.78（955）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積955.78平方メートル

（注） 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

- 土地所有者の氏名及び住所
 - 福岡県筑紫野市大字筑紫666番1、666番2、666番3、666番5、745番3及び745番4の土地所有者
高野静代（持分3分の1）
福岡県春日市光町一丁目20番地
伊藤孝（持分3分の1）
福岡県春日市大谷九丁目40番地シティパル春日セントレ1411号
登記名義人野本咲枝の法定相続人
野本長年（持分6分の1）

福岡市早良区東入部二丁目27番15号

野本陽子（持分18分の1）

兵庫県神戸市中央区港島中町三丁目1番地ポートアイランド団地55棟610号

野本哲晃（持分18分の1）

福岡市南区中尾一丁目41番39号

野本賢吾（持分18分の1）

福岡市西区小戸三丁目43番25号

(2) 福岡県筑紫野市美しが丘北一丁目14番9の土地所有者

高野静代（持分9分の4）

福岡県春日市光町一丁目20番地

伊藤孝（持分9分の1）

福岡県春日市大谷九丁目40番地シティパル春日セントレ1411号

登記名義人野本咲枝の法定相続人

野本長年（持分9分の2）

福岡市早良区東入部二丁目27番15号

野本陽子（持分27分の2）

兵庫県神戸市中央区港島中町三丁目1番地ポートアイランド団地55棟610号

野本哲晃（持分27分の2）

福岡市南区中尾一丁目41番39号

野本賢吾（持分27分の2）

福岡市西区小戸三丁目43番25号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和7年2月5日

海区漁業調整委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定に基づき、漁場計画に係る利害

関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

令和7年2月18日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 開催日時

令和7年2月28日（金）11時00分

2 開催場所

福岡市中央区舞鶴2-4-19 福岡県水産会館

3 案 件

筑前海区漁場計画の変更について

4 公述者の範囲

(1) 漁業権者

(2) 入漁権者

(3) 漁業権漁業の経営者

(4) 漁業協同組合関係者

(5) その他利害関係者

雑 報

福岡県生活衛生営業審議会公告

公衆浴場入浴料金の今後のあり方に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、所定の方法で提出してください。

令和7年2月18日

福岡県生活衛生営業審議会 会長 笹川 洋平

1 意見募集の対象

公衆浴場入浴料金の今後のあり方に係る答申案

2 答申案の概要

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省第38号）第2条に基づく料金の指定については、大人は現行の480円から70円の値上げを行い550円とし、中人及び小人は現行のまま据え置くこととすることが適当である。

料金の改定は、令和7年4月1日からとすることが適当である。

(理由)

- (1) 今般の燃料費の高騰等を踏まえ、公衆浴場営業者から料金引き上げの要望がなされたこと。
- (2) このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入および必要経費の両面から算定した料金単価は大人ベースで551円であり、現行料金480円との差額は71円であったこと。また、中人料金、小人料金は、これまでの改定状況や利用者への影響、全国の状況なども踏まえ、据え置くこと。
- (3) 答申後、一定の周知期間を経て速やかに実施することが望ましいことから、今回の答申に基づく改定は令和7年4月1日からとすることが適当と考えられること。

(補足意見)

地域の公衆衛生の向上及び増進のため、県及び市町村にあつては、これまでも普通公衆浴場の経営の安定と施設の確保を目的に所要の助成措置が講じられており、営業者にあつては、種々の取組の実施など自助努力がなされているところである。しかしながら、今般の燃料費の高騰など、普通公衆浴場を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増している。

普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供という社会的使命や、高齢者をはじめとする地域住民相互の交流促進、地域住民の健康づくりや親子のふれあいの場といった役割を十分に斟酌され、営業者におかれては季節のイベント開催など集客のための様々な取組を推進し、行政関係者にあつては営業者の取組の広報強化や公的助成の充実、新たな活用方法の検討など、その振興による公衆浴場施設の確保に努める必要がある。

3 審議会における資料の閲覧場所

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7番8号）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642番地の1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8番1号）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央一丁目2番1号）
- (6) 福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

4 意見書の提出期間

県公報掲載の日から令和7年3月3日（月）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県保健医療介護部生活衛生課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3282

（電子メール）hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp